

申 入 書

本日、名古屋高裁金沢支部において、志賀原発2号機の運転差止めを命じた地裁判決を破棄し請求を棄却する控訴審判決が言い渡されました。私たちは、北陸電力の主張を鵜呑みにした不当判決を到底容認することはできません。この判決は志賀原発の耐震安全性を何ら担保するものではなく、地裁判決が指摘したような「地震が引き金となった原発事故により広範囲の住民が被曝する危険性」、「原発震災の危険性」は依然として住民を脅かしています。

そこで、私たちは以下の項目について、抜本的な再検討や対策を求めます。

(1) 耐震安全性について抜本的に見直し、地震対策を再検討すること。

とくに、福浦断層、富来川南岸断層など原発に近い断層は「考慮する必要がない」とされていますが、震源が近い地震では横揺れを上回る激しい縦揺れに襲われます。原発近傍の断層の再評価とともに、燃料集合体などが縦揺れによって損傷することはないので、徹底した評価のやり直しを求めます。

(2) 臨界事故の抜本的な再発防止対策をたてること。

臨界事故の原因となった制御棒の脱落は、沸騰水型原発の構造的な欠陥であるにもかかわらず、対策はマニュアルの見直しだけで、ハード面での再発防止策はたてられています。

2号機のようなABWR型でも、緊急停止の際には従来の沸騰水型と同様に水圧駆動で制御棒を挿入しなければなりません。ABWR型原発でも制御棒脱落事故は実際に発生しています。(3) 信頼回復のための真摯な取り組みを実施すること。

臨界事故隠しは、原発運転の資格の有無を問われるような極めて重大な事故だったので、事実関係もうやむやのまま幕引きをし、隠ぺいしたことだけに問題を矮小化してきました。能登半島地震よって明らかになった断層評価の誤りに関しても、誤りを一切認めず断層に名前を付け直して「新知見にもついで評価した」と開き直っています。安全上重要なことを隠す企業体質は、少しも変わっていません。これでは、能登半島地震による原発への影響も何か隠されているのではないかと危惧せざるを得ません。

また、事故・トラブルのたびに露見するメーカー依存の体質にも変化はありません。

このような北陸電力の体質に対して、多くの住民は「原発の運転を任せておいて大丈夫だろうか」と不安を抱いています。原子カラムラの馴れ合いから脱して、真摯に信頼回復に努める取組みを求めます。

以上の対応がなされない限り、私たちは志賀原発の運転を認めることはできません。

とくに、1号機の運転再開申入れは認められません。定検間隔の延長や、プルサーマルの導入など、論外です。

2009年3月18日

命のネットワーク

北陸電力と共に脱原発をすすめる株主の会
原発震災を案じる石川県民
富山県平和運動センター
原水禁富山県民会議
石川県平和運動センター
原水禁石川県民会議